

令和8年度佐賀県固定電話機設置費補助事業周知及び受付審査業務委託に関する
質問書への回答書

令和8年4月14日

質問 NO.	質問内容	回答
1. 補助事業の概要について	<p>①補助対象機器についてご教示ください。</p> <p>②補助金額についてご教示ください。</p>	<p>①下記に示す機能を全て満たす固定電話機です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前警告機能（着信相手に通話内容が録音されることを事前に通知するもの） ・自動録音機能 <p>②購入及び設置に係る金額の 1/2（100円未満切り捨て、上限1万2千円まで）です。</p>
2. 想定件数等について	<p>①佐賀県内でのおおよその固定電話設置数及びエリアごとの設置数等をご教示ください。広報等の参考にさせていただきます。</p>	<p>①エリア別の内訳は定めず、県全体で約1,000台の設置を想定しています。</p>
3. 申請書等について	<p>①申請書の入手方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙申請の希望者は、どのように申請書を入手する流れとなりますか。PCの操作や、出力が難しい対象者には事業者より郵送での送付等の対応は必要でしょうか。 <p>②県民が郵送で申請する場合、後納郵便等の利用はお考えでしょうか。</p>	<p>①基本的には県ホームページに申請様式を添付・公開することとしています。申請者の更なる利便性向上を図るため、市町窓口及び各警察署等においても申請様式を配布することを検討しています。また事情により上記いずれの方法によっても申請様式を入手することが難しい方から要望があった場合は、事業者から申請様式を郵送していただくこととします。</p> <p>②申請者自身により封筒や郵便代を準備・負担する必要があります。</p>

<p>4. 問合せに係る連絡先について</p>	<p>①問合せ受付用の電話番号について ・コールセンターの電話回線は、フリーダイヤルやナビダイヤルなどの指定があればご教示ください。</p> <p>②メールアドレスのドメインのご指定はありますでしょうか</p>	<p>①指定はありません。 ただし、本事業は「できるだけ早く、かつ県民の経済的負担を抑えながら、防犯機能付き固定電話機の普及を図ること」を目的としています。 については申請や問い合わせにあたって県民に費用負担や心理的負担を生じさせるおそれのある方法については、当該事業の目的や趣旨に照らして適切であるかどうかを、十分にご検討いただく必要があります。</p> <p>②指定はありません。</p>
<p>5. 申請フォームについて</p>	<p>①事業者の WEB 用申請フォームへのアクセスについては ID、PW が発行されるのでしょうか。 (その場合) ID、PW を複数要求することは可能でしょうか。</p> <p>②申請者が Web 申請した際、その申請内容を後日変更出来る仕様になるのでしょうか。それにより審査のチェック手法や重複申請管理、修正申請の運用策定などに影響があると認識しております。</p> <p>③通帳等の口座情報が確認できる部分の写し等を求めますか。 また WEB フォームで申請の場合、領収書等と同様に画像データでの申請になるのでしょうか。</p>	<p>①付与されます。また複数の ID、パスワードを要求することも可能です。 WEB 用申請フォームについては、IP アドレスによる管理となるため、審査業務に従事する人数分のアカウント作成、ID およびパスワードの付与を行います。</p> <p>②申請者側からの変更操作はできません。</p> <p>③求めます。申請時にアップロードしていただくことを想定しています。領収書、口座番号が分かる資料等はいずれも画像 (jpeg, jpg, png) のほか、ファイル (doc, docx, pdf) での添付も可能です。</p>

<p>5. 申請フォームについて</p>	<p>④「紙で申請された申請書類について～WEB 用の申請フォームに代理入力」とありますが、申請者からどのような項目、購入証明などがありますか。</p>	<p>④購入機器の型番、購入日、設置場所、設置した固定電話番号等のほか領収書やカタログの添付を想定しています。</p>
<p>6. 交付決定通知書の郵送関係</p>	<p>①封筒の仕様について ・交付決定通知書送付用の封筒の要件（仕様）をご教示ください。</p> <p>②交付決定通知の送付は、普通郵便で宜しいでしょうか。</p> <p>③交付決定通知書の送付費用（郵便代）は事業者負担となり、1,000 件を事業費用として試算しますが、状況により 1,000 通を超えた場合、封筒費用・郵送費等は別途契約との認識で宜しいでしょうか。</p> <p>④送付作業は佐賀県外で実施してもよいでしょうか。</p>	<p>①A4 が入る大きさ（長形3号等）を想定しています。なお交付決定通知書は A4 で、通知書は三つ折り等も可能です。</p> <p>②構いません。</p> <p>③県で準備することを想定しています。契約金額のなかで準備いただく必要はありません。</p> <p>④構いません。</p>
<p>7. 審査業務について</p>	<p>①審査申請の管理を専用システムで行うことを想定しております。それにあたり、ロゴフォームから出力するデータのレイアウトは、いつ決定しますでしょうか。</p> <p>②県民が入力した WEB 申請情報と事業者が代理入力した WEB 申請情報は、データ上、区別出来るとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>①令和8年5月下旬頃を予定しています。</p> <p>②電子申請者と同じフォームを利用するか、代理入力用のフォームを作成するかは現在検討中ですが、いずれにしても識別可能な形とします。</p>
<p>8. 申請上限について</p>	<p>県民の申請が予算の上限に達した時の措置をご教示ください。（県民への周知方法、周知にかかる費用など）</p>	<p>県のホームページ等で事業終了のお知らせを発出します。 事業者側から追加で周知いただく必要はありません。</p>

<p>9. 実施場所</p>	<p>①業務実施可能な場所は県外でも可能でしょうか。</p> <p>②紙ベースの申請書の宛先はどこでしょうか。佐賀県外でも問題ないでしょうか。</p>	<p>①構いません。</p> <p>②事業者宛であれば県外であっても差し支えありません。 ただし佐賀県で実施している事業であるにもかかわらず、申請書の送付先が県外となる場合には、県民の方が戸惑いを感じられる可能性も考えられるため、記載方法を分かりやすく明示する等の工夫を行い、当該事業の目的や趣旨に照らして適切であるかどうかについて、十分にご検討いただく必要があります。</p>
<p>10. 審査情報の取扱について</p>	<p>①審査業務及び審査情報の報告業務について ・入力後の紙申請書は本業務終了まで保存するという認識でよろしいでしょうか。また何日に1回など指定はございますでしょうか。その場合、発送方法について指定はございますか。</p> <p>②10日以内に県への報告を求める「審査情報」は「申請データ」を指すという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③紙申請の場合、「申請データ」に含まれるものは、代理入力データ+領収書のスキャンデータでしょうか。 それとも代理入力データ+領収書のスキャンデータ+申請様式3枚のスキャンデータでしょうか。</p>	<p>①業務完了までに県への受け渡しが必要です。受け渡しの頻度については、件数または時期について、業者選定後に仕様検討で決定します。 また領収書（原本）等の受け渡しが必要であることも想定されることから、郵送事故を防ぐため、配送記録が残る方法を指定します。</p> <p>②申請に係るデータのほか、審査を行った記録を指します。審査記録の仕様を現時点で定めるものではありませんが、審査者の名前、チェックリストへの記載が確認できるもの等を想定しています。</p> <p>③代理入力データ、領収書、その他必要に応じて購入機器のカタログ等を想定しています。 スキャンデータは不要ですが、代理入力の際に誤りが無いようなチェック体制を構築いただくようお願いいたします。</p>

<p>11 ・ 事業周知・ 広報について</p>	<p>①広報手法につきまして、過去に外部委託した案件で、どのような手法が用いられたのか、仕様書に記載の媒体例以外の手法がございましたらご教示ください。</p> <p>②本事業のターゲット層である50歳以上に対する広報について、過去の類似補助金事業において、県が特に周知効果が高いと判断された媒体(自治会回覧、新聞折込、対面周知等)や提案に多く見られた手法の傾向をご教示ください。</p> <p>③仕様書等の留意事項に肖像権やタレント起用に肖像権やタレント起用に関する記述がありますが、過去の同種事業において、実際に著名人やタレントを起用し、肖像権の二次利用に関する整理を行った事例は全体のうちの程度ございますか。また、どなたを起用されたのか等差し支えない範囲でご教示ください。</p>	<p>①仕様書に記載している以外の媒体としては、新聞広告やポスター、動画制作等があります。いずれも別事業での委託内容です。</p> <p>②当課では類似の補助金事業を実施したことはありません。一方で、当課で実施した高齢者層向けの別事業では、シルバークラブ等の集いの場や交流の場での対面周知が最も効果が高く、次いで広報誌の周知効果が高かった実績があります。</p> <p>③過去に実施した事業については、長く継続的に利用できることを重視していたことから、期限付きでの利用が必要な著作物については、必ずしも中心的な手法としていません。 本事業は単年度の実施であるため、チラシの訴求力向上を図る観点等から有効だと考えられる場合、利用期限を設けた上で著名人を起用する手法についても、十分に検討に値するものと考えています。 なお当課で過去に実施した事業では、佐賀県出身のアーティストや佐賀県で活躍されているアスリート、タレントの方を起用した実績があります。</p>
<p>12 ・ その他</p>	<p>電話での問い合わせ等でマニュアルで対応が困難な場合は内容によっては佐賀県様担当部署「くらしの安全安心課地域安全担当課」様へのエスカレーションする体制をとっても良いでしょうか。</p>	<p>対応困難な場合は事業統括責任者が当課に報告、両者協議の上、改めて事業者で対応してください。</p>